

申請・相談窓口

- 現在、水俣病の認定申請をされている方や保健手帳をお持ちの方には、下記の県より申請書類が送付されます。
(認定申請後等に住所の変更があった方はお早めにご連絡ください。)
- また、次の方法により申請書類を入手いただけます。
 - ①環境省の専用ホームページ
(<http://www.env.go.jp/chemi/minamata/shinsei/index.html>)からダウンロードできます。
 - ②下記の各県の窓口へハガキ、FAXなどをご請求いただけます。
(郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、電話番号と、「水俣病被害者の給付申請書類(○部)を送付希望」との旨を明記ください。)
- どこにお住まいでも、下記の県の窓口へ申請いただけます。
(申請先は、原則として、水俣湾などの汚染された魚などをたくさん食べた当時お住まいだった県になります。申請先がご不明の場合はあらかじめご相談ください。)
- 各種のお問い合わせも、下記の各県の窓口でFAX、お電話にて受け付けます。
(申請受付開始当初は電話が混雑する可能性がありますので、なるべくFAXをご利用ください。同封のFAX用紙をご活用ください。)

熊本県	環境生活部水俣病保健課 住所／〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18-1 FAX／096-382-3296 電話／096-333-2306(月～金。休日を除く。8:30～17:00)
鹿児島県	環境林務部環境林務課 住所／〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 FAX／099-286-5544 電話／099-286-2584(月～金。休日を除く。8:30～17:00)
新潟県	福祉保健部生活衛生課 住所／〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 FAX／025-284-6757 電話／025-280-5204、5207(月～金。休日を除く。8:30～17:00)

水俣病被害者の方への 給付の申請について

環境省 / 熊本県 / 鹿児島県 / 新潟県



水俣病被害者の方への 給付の申請について

環境省 / 熊本県 / 鹿児島県 / 新潟県

●平成22年5月1日より、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、給付の申請を受け付けます。

●一定の要件を満たす場合、一時金、療養費（医療費の自己負担分など）、療養手当の給付、または、療養費の給付のみが受けられます。

※給付の対象者と給付の概要については、6ページをご覧ください。

●かつて水俣湾等や阿賀野川でメチル水銀に汚染された魚などをたくさん食べ、手足のしびれなどの症状がある方は、以下の①～③のとおり、それぞれの該当ページで申請手続きをご確認ください。

※それぞれ申請書類が異なりますのでご注意ください。

●申請の受付は熊本県、鹿児島県、新潟県が行いますが、今、これらの県にお住まいでない方も、申請できます。

※申請先は、原則として、水俣湾などの汚染された魚などをたくさん食べた当時お住まいだった県になります。

申請先がご不明の場合はあらかじめご相談ください。

①現在、水俣病の認定申請^(注)を
されている方

➡ 2ページをご覧ください。

(注) 公害健康被害の補償等に関する法律(以下「補償法」という。)に基づく認定申請をいいます。認定申請をされている方で認定申請者医療手帳をお持ちの場合は、手帳の色は、熊本県(黄色)、鹿児島県(うすだいだい色)、新潟県(あさぎ色)、新潟市(緑色またはオレンジ色)となっています。

②現在、保健手帳^(注)を
お持ちの方

➡ 3ページをご覧ください。

(注) 水俣病総合対策医療事業の保健手帳のことをいいます。手帳の色は、熊本県(水色)、鹿児島県(紫色)、新潟県(水色)となっています。

③新規に申請される方
(上記の①、②以外の方)

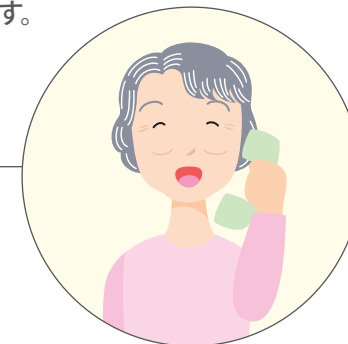
➡ 4ページをご覧ください。

お問い合わせ先： 熊本県 096-333-2306 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)
鹿児島県 099-286-2584 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)
新潟県 025-280-5204、5207 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)

①現在、水俣病の認定申請をされている方

- 一時金、療養費（医療費の自己負担分など）、療養手当の給付を希望することができます。
※一時金等の判定を経た後に、認定申請を取り下げていただければ、給付が始まります。
- このまま補償法の認定申請を続けることもできます。
※この場合、認定が受けられないことがはっきりした時点では、今回の給付の申請ができなくなっている可能性もありますので今後の広報などにご確認ください。

※給付の申請手続きの流れについては、5ページをご覧ください。



一時金、療養費、療養手当の
給付を希望する方

申請書類を、認定申請先の県
(熊本県、鹿児島県、新潟県のいずれか)
から送付いたします。

以下の書類を、同県に提出してください。

- ・給付申請書【様式1号】
- ・住民票の写し
- ・戸籍の附票又は削除された戸籍の附票
- ・魚介類摂取等申立書【様式2-1号】
- ・提出診断書の使用承諾書【様式3-2号】
- ・診断申込書【様式4-1号】

※原則として、平成22年度中に判定を終え、給付を行うこととしていますので、お早めに提出してください。
※詳細は別添の「申請の手引き」をご覧ください。

お問い合わせ先： 熊本県 096-333-2306 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)
鹿児島県 099-286-2584 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)
新潟県 025-280-5204、5207 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)

②現在、保健手帳をお持ちの方

○一時金、療養費(医療費の自己負担分など)、療養手当の給付を希望することも、これまでと同じように療養費の給付のみを希望することもできます。療養費の給付のみを希望する方については、そのまま(診断や判定を行わず)水俣病被害者手帳への切り替えを行います。

※給付の申請手続きの流れについては、5ページをご覧ください。



一時金、療養費、療養手当の
給付を希望する方

療養費の給付のみを
希望する方

以下の書類を県に提出してください。

- ・給付申請書【様式1号】
- ・魚介類摂取等申立書の使用承諾書【様式2-2号】
- ・提出診断書の使用承諾書【様式3-2号】
- ・診断申込書【様式4-1号】

※原則として、平成22年度中に判定を終え、給付を行うこととしていますので、お早めに提出してください。
※詳細は別添の「申請の手引き」をご覧ください。

同封の「水俣病被害者手帳切替申請書」を県に提出してください。

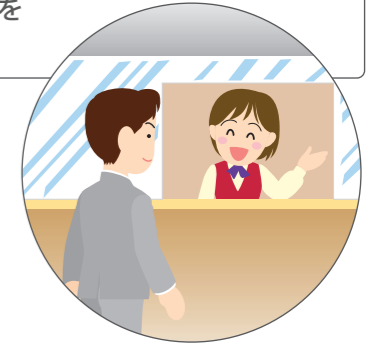
※平成22年7月末まで

そのまま(診断や判定を行わず)水俣病被害者手帳への切り替えを行います。

③新規に申請される方

○新規に申請される方も、一時金、療養費(医療費の自己負担分など)、療養手当の給付を希望することができます。

※給付の申請手続きの流れについては、5ページをご覧ください。



一時金、療養費、療養手当の
給付を希望する方

次の方法により申請書類を入手いただけます。

- ①専用ホームページ(<http://www.env.go.jp/chemi/minamata/shinsei/index.html>)からダウンロードできます。
- ②県の窓口にはがき、FAXなどでご請求いただけます。
(郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、電話番号と、「水俣病被害者の給付申請書類(〇部)を送付希望」との旨を明記ください。)

以下の書類を、該当する県に提出してください。

(申請先は、原則として、水俣湾などの汚染された魚などをたくさん食べた当時お住まいだった県になります。申請先がご不明の場合はあらかじめご相談ください。)

- ・給付申請書【様式1号】
- ・住民票の写し
- ・戸籍の附票又は削除された戸籍の附票
- ・魚介類摂取等申立書【様式2-1号】
- ・提出診断書【様式3-1号】(提出は任意です。)
- ・診断申込書【様式4-1号】

※提出の期限はあらかじめ定めませんが、できるだけ早く判定の上、給付を行うこととしていますので、お早めに提出してください。
※詳細は別添の「申請の手引き」をご覧ください。

お問い合わせ先： 熊本県 096-333-2306 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)
鹿児島県 099-286-2584 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)
新潟県 025-280-5204、5207 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)

お問い合わせ先： 熊本県 096-333-2306 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)
鹿児島県 099-286-2584 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)
新潟県 025-280-5204、5207 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)

給付の申請手続きの流れ

申請書類を入手していただきます。

- 現在、水俣病の認定申請をされている方や保健手帳をお持ちの方には、県より申請書類が送付されます。(認定申請後等に住所の変更があった方はお早めにご連絡ください。)
- また、次の方法により申請書類を入手いただけます。
 - ①環境省の専用ホームページ(<http://www.env.go.jp/chemi/minamata/shinsei/index.html>)からダウンロードできます。
 - ②県の窓口にはがき、FAXなどでご請求いただけます。

申請書類、民間の医師による診断書(診断書は任意ですでお出しただかなくても差し支えありません。)を県に提出(送付)していただきます。

県の指定する医療機関で診断(必須)を受けていただきます。(診断費用2,700円をご負担いただきます。)
 ・県より現在のご住所、ご都合などをお伺いした上で医療機関および日程を調整いたします。

県において判定を行い、その結果が通知されます。

給付の対象とされた場合

水俣病被害者手帳が交付されます。

- ・手帳は交付の翌日よりご使用になれます。医療機関などへの提示をお願いします。

一時金等の給付の手続きを行っていただきます(該当する方のみ)。

- ・詳細は、判定結果の通知時にあわせてご案内いたします。

給付の対象とされなかった場合

メチル水銀の影響を受けた可能性が高いことを証明する資料を県に提出していただくことができます。

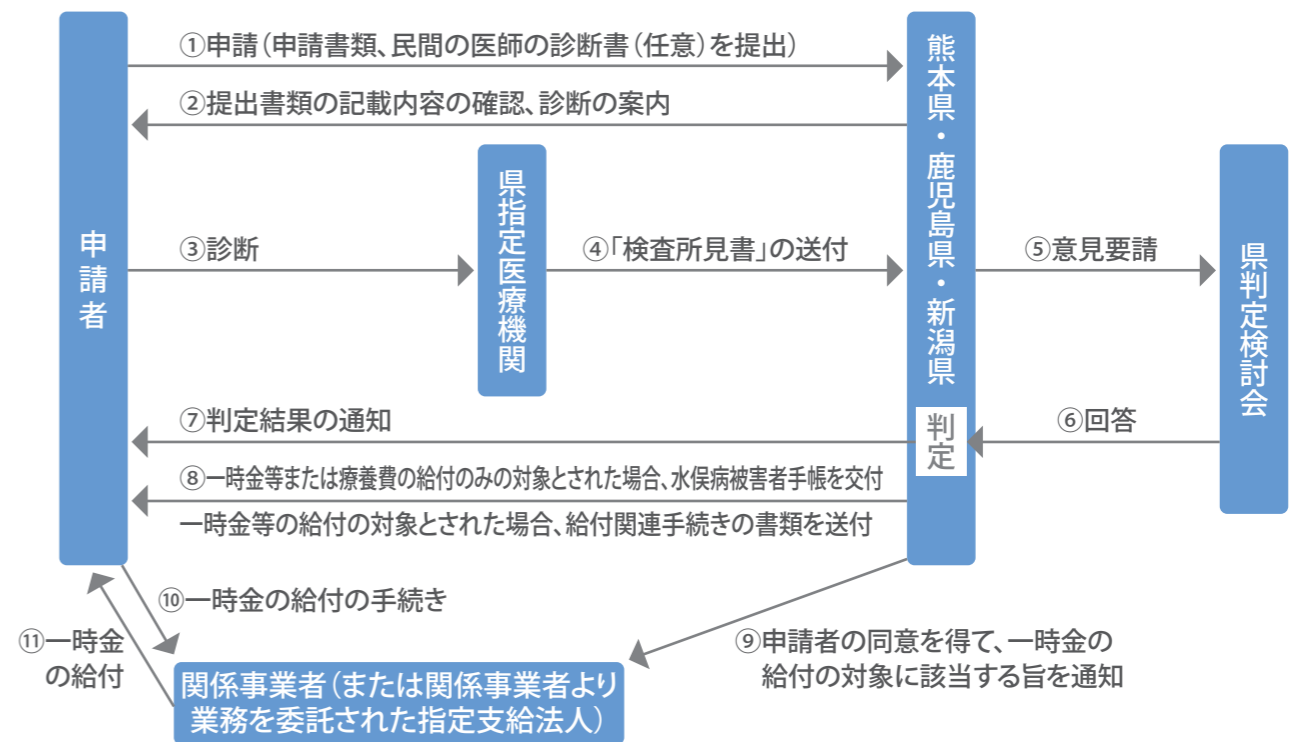
- ・詳細は、判定結果の通知時にあわせてご案内いたします。

県において、メチル水銀の影響を受けた可能性が高いと判断した場合、もう1回、診断を受けていただくことができます。(指定医療機関の診断費用2,700円)

県において再度判定を行い、その結果が通知されます。

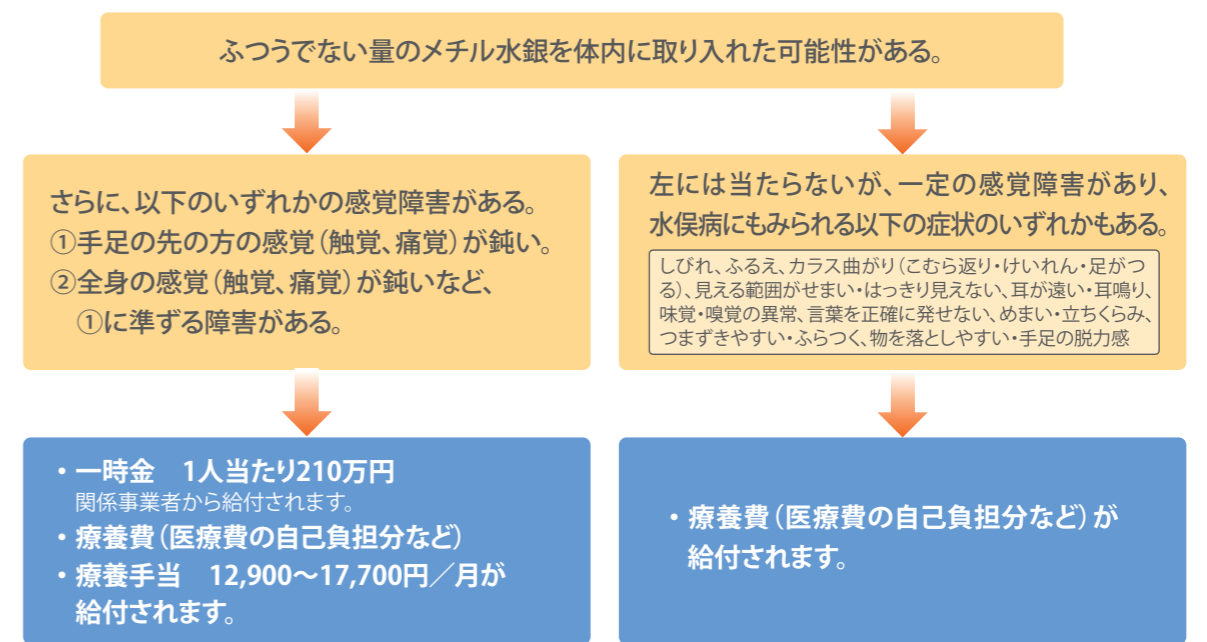
ご希望があれば保健指導が受けられます。

〈参考1〉申請から給付までの流れ



〈参考2〉給付の対象者と給付の概要

(注) 下図は分かりやすく簡単にしたものです。詳細については、「申請の手引」をご覧ください。



お問い合わせ先： 熊本県 096-333-2306 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)
 鹿児島県 099-286-2584 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)
 新潟県 025-280-5204、5207 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)

お問い合わせ先： 熊本県 096-333-2306 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)
 鹿児島県 099-286-2584 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)
 新潟県 025-280-5204、5207 (月～金。休日を除く。8:30～17:00)